

# 熊本甲佐総合運動公園整備基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、熊本甲佐総合運動公園整備基本・実施設計業務委託(以下「本業務」という。)の受託候補者を、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

本業務は、「甲佐地区かわまちづくり実行委員会」が策定した「公園整備利活用メニュー計画(別紙:参考パース図)」を具体化し、河川法等の法規制や技術的基準に基づいた基本・実施設計を行うものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名:熊本甲佐総合運動公園整備基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容:別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務場所:熊本県上益城郡甲佐町大字有安地内(別添位置図のとおり)
- (4) 業務期間:契約締結日の翌日から令和9年3月12日(金)まで
- (5) 予算限度額:25,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

見積書の金額は消費税及び地方消費税を除いた額とし、消費税及び地方消費税を加算した額が予算限度額を超えないこと。

## 3 選定方法

受託候補者の選定にあたっては、提出された企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーションを行い、提案者の経験、能力、提案内容、見積価格やデザインコンセプトの具現化に加え、河川管理者との協議能力及び安全かつ機能的な空間の提案等を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。

## 4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 法人格を有するものであること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (4) 甲佐町暴力団排除条例(平成23年条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等関係者でないこと。
- (5) 国、地方公共団体から指名停止措置を、プロポーザル参加表明時から契約締結時までの間、受けていないこと。

- (6) 同種または類似の公園整備設計業務の履行実績を有すること。
- (7) 建設コンサルタント登録規程に基づく登録業者であること。
- (8) 国税、都道府県税・市町村税等を滞納していないこと

## 5 現場説明

本プロポーザルに係る現場説明会は行わない。応募者は必ず現地を確認すること。

## 6 スケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年7月6日(月)
質問受付期限	令和8年7月15日(水)17時まで
質問回答日	令和8年7月17日(金)
参加意向表明書提出期限	令和8年7月21日(火)17時まで
企画提案書提出期限	令和8年8月3日(月)17時まで
第一次審査(書類審査)結果通知	令和8年8月10日(月)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年8月17日(月)
選定結果通知	令和8年8月下旬

## 7 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

本要領又は仕様書の内容に関し質問がある場合は、必ず質問書(様式第9号)により電子メールにて提出すること。口頭による質問の受け付けは行わない。なお電子メールを送った場合は、確認のため電話すること。

- (1) 受付期限 令和8年7月15日(水) 17時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式第9号)により電子メールにて提出すること。  
メールアドレス: shakai02@kosa.kumamoto.jp
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和8年7月15日(水)までに町の公式ホームページで質問者名を伏せて掲載する。

## 8 参加意向表明の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加意向申出書及び必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月21日(火) 17時00分
- (2) 提出先 「16. 事業担当部署」に記載する担当窓口へ提出すること。
- (3) 提出方法 持参又は郵便(必着)による。
- (4) 提出書類 ①プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)  
②暴力団排除に関する誓約書兼承諾書(様式第2号)  
③共同企業体届出書兼委任状(様式第3号)※該当する場合  
④会社概要(様式第4号)

(5) 提出部数 各1部

## 9 企画提案書類の提出

(1)提出期限 令和8年8月3日(月)

(2)提出先 「16. 事業担当部署」に記載する担当窓口へ提出すること。

(3)提出方法 持参又は郵送(必着)による。

(4)提出書類 ① 企画提案提出書(様式第7号)

② 企画提案書(任意様式、A4判)

③ 業務執行体制及び技術者経歴調書(様式第5号)

④ 業務実績書(様式第6号)

⑤ 見積書(様式第8号)及び見積内訳書(詳細な積算内訳を含む)

⑥ その他参加資格を証明する書類(登記事項証明書、滞納のない証明書)

※滞納のない証明書に関する提出書類の詳細は以下のとおり

書類の名称	内容
最新の納税証明書(その3)または国税の未納がない証明(※)	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(様式その3の3) ※税務署に交付請求手続き
最新の納税証明書(28号様式その6証明書)または都道府県税の未納がない証明(※)	法人事業税、法人県民税、自動車税等の滞納のない証明書 ※各広域本部、各地域振興局又は県税事務所に交付請求手続き
市町村税の滞納がない証明書	法人税、固定資産税、軽自動車税等の市町村税

(5) 企画提案書に含める事項

企画提案書には、次の事項を含めること。

ア 業務の実施方針及び業務理解

イ 業務実施体制、配置予定技術者の役割分担及び工程計画

ウ 河川区域における法的制限、河川管理者との協議に対する考え方

エ 参考パース図のコンセプトを踏まえた施設配置及び空間構成の考え方

オ 河川増水時の安全対策、施設の撤去・移動・復旧等に関する考え方

カ 維持管理、コスト縮減及び施工性に配慮した設計上の工夫

キ その他、本業務の目的達成に有効と考えられる提案

(6) 企画提案書類の提出部数

正本1部、副本9部(合計10部)とし、全資料を収めた電子媒体1部を併せて提出すること。

※企画提案提出書(様式第7号)については、正本1部のみ押印し、副本は複写可とする。

※税(国税、都道府県税・市町村税)の未納がないことを証明する書類は1部(正本)で可。

## 10 第一次審査(書類審査)

審査は、「熊本甲佐総合運動公園整備基本・実施設計業務に係る業務委託者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の事務局が行う。参加申し込み事業者が6者以上の場合、事務局において一次審査を実施し、第二次審査(プレゼンテーション)に進む事業者(第二次審査対象者)を5者選定する。

※参加申し込み事業者が6者未満の場合は一次審査を実施しない。

### (1) 審査方法

提出書類に基づき別紙「評価項目及び配点」により書類審査による総合評価を行う。

ただし、合計点数が同点となり、上位5者を超える場合(6者以上となる場合)は、合計点数が同点となった者のうち、提案価格が最も低い者を優先とする。

### (2) 審査結果の通知

審査の結果は、全参加申込事業者に対して電子メールにて通知する。

なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切受け付けない

## 11 第二次審査(プレゼンテーション)

(1) 実施日時:令和8年8月17日(月)

(2) 時間配分:プレゼンテーション 25分、質疑応答 15分

(3) 参加者:5人以内(本業務の管理技術者を含むこと)

(4) 追加資料の配布は禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いたプロジェクター投影による説明は可能とする。

(5) プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは事務局で用意するが、提案事業者において準備することも可とする。その他必要な機材等は各自用意すること。

(6) プレゼンテーションについては、原則対面によるが、やむをえない理由による場合は、事前に承諾を得た場合は、リモートでの参加も認めるものとする。

リモートの参加を希望する場合は、以下の事項を遵守すること。

・リモート参加に必要な機器、通信環境、オンライン会議システム等の準備は、提案者の責任において行うこと。なお、通信トラブル等により審査が実施できない場合であっても、本町は一切の責任を負わない。

## 12 審査・評価方法

選定委員会を設置し、別紙「評価項目及び配点」に基づきプレゼンテーションによる総合評価を行う。

### 評価テーマ

河川敷という立地条件を踏まえ、親水性・賑わい創出と、増水時の安全性・維持管理性を両立させるための施設配置、構造、素材選定及び管理方法について。

提案にあたっては、単なるデザイン提案にとどまらず、河川法等の法的制限、河川管理者との協議、増水時の安全対策、浸水後の復旧作業、日常的な維持管理及びライフサイクルコストに配慮した、具体的かつ実現可能な内容とすること。

- 最低基準点は、60 点に選定委員数を乗じた点数とする。  
なお、総評価点が最低基準点に満たない提案者は、最優秀提案者として選定しない。
- 総評価点が同点となった場合は、評価項目の合計点を、計画の方針及び妥当性、施設配置及び空間構成、業務執行体制及び履行実績、業務遂行手法及び工程管理、維持管理及び保全性、見積価格の順に比較し、上位者を決定する。

### 13 契約の協議及び締結

最優秀提案者と協議を行い、地方自治法第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結する。

### 14 失格要件

提出書類への虚偽記載、参加資格要件を満たさないことが判明した場合、提出期限を過ぎた場合、予算限度額を超過した場合、不正な接触が認められた場合、その他本要領に違反した場合は失格とする。

また、提出書類に重大な不備があり、審査に必要な事項が確認できない場合は、失格とする場合がある。

### 15 その他留意事項

- (1) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず提出者に返却しないものとする。
- (2) 提出した企画提案書を本町の了解なく公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書の作成・提出やプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案者は、複数の提案書の提出はできない。
- (5) 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものととする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (8) 契約締結においては、契約保証金が必要である。(契約金額の 100 分の 10 以上の額)ただし、以下の場合契約保証金は不要とする
  - 1) 契約相手方が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結した

とき。

2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

### 16 事業担当部署(問合せ先)

甲佐町 社会教育課

住所: 〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719-4

電話: 096-234-2447

E-mail: shakai02@kosa.kumamoto.jp

### 別紙1: 評価項目及び配点

評価項目	評価内容のポイント	配点
業務執行体制及び履行実績	・配置予定管理・担当技術者の保有資格 ・過去10年間の同種又は類似業務実績 ・実務経験が豊富な人材が多数配置されている場合に優位に評価する	15
計画の方針及び妥当性	・計画の目的、条件、内容の理解度が高く、重要事項の指摘があるなど優れている場合に優位に評価する	20
業務遂行手法及び工程管理	・業務実施手順を示す工程計画の妥当性及び具体性が高く、関係機関と円滑な事業の遂行となる工夫が図られるなど優れている場合に優位に評価する	20
施設配置及び空間構成	・施設配置及び空間構成において、与条件に整合し、賑わい創出のための着眼点、問題点、解決方法等が記載されており、有効性が高い場合に優位に評価する	20
維持管理及び保全性	・河川敷公園の維持管理及び保全性について、具体的な工夫や配慮が記載されており、優れている場合に優位に評価する	15
積算根拠及び業務価格	10×提案中の最低見積金額/見積金額	10
合計		100